

第 4 8 号 議 案

東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、年間パスポート料を定めるため提出します。

東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立朝倉彫塑館条例（昭和61年9月台東区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は4館共通入館料」を「、4館共通入館料又は年間パスポート料」に改め、同条第2項中「及び4館共通入館料」を「、4館共通入館料及び年間パスポート料」に改める。

別表に次のように加える。

年間パスポート料	一般	1人1回につき	個人	1,000 円
----------	----	---------	----	------------

別表備考に次のように加える。

6 年間パスポート料を納付した者は、彫塑館に年間パスポート料の納付日から1年間入館することができる。

付 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。